

平成30年3月30日

全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路の変更

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第2項の独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が指定する全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路（以下「全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路」という。）について、平成30年3月30日からその一部を次のとおり変更する。

変更前

一般国道2号	神戸市須磨区月見山町三丁目22番2から同市垂水区東垂水町、同市西区伊川谷町有瀬、同区伊川谷町別府及び明石市大久保町大窪を経て同市魚住町清水字鳥喰下2439番2までの区間、神戸市垂水区名谷町字入野697番2の24から同市西区伊川谷町長坂を経て同区伊川谷町井吹字苗代243番7までの区間並びに廿日市市地御前二丁目995番3から同市宮内及び大竹市小方二丁目を経て同市御園二丁目1224番2までの区間
一般国道10号	福岡県京都郡みやこ町徳永字川ノ上1931番1から同県築上郡築上町大字安武を経て同町大字上ノ河内1150番4までの区間、宇佐市大字山本字狐坂1152番から同市安心院町原を経て大分県速見郡日出町大字南畑字札ノ辻4914番2までの区間、同町大字藤原字坂本2577番から同町大字豊岡を経て同町大字南畑字札ノ辻4914番2までの区間、延岡市伊形町2137番から同市土々呂町五丁目を経て宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字加草口413番3までの区間並びに鹿児島県霧島市隼人町住吉字住吉崎2081番2から同市隼人町眞孝字新西濱田3612番3及び同市隼人町小浜を経て同県始良郡加治木町反土字八幡領1448番2までの区間
一般国道24号	城陽市寺田今橋123番2から京都府相楽郡精華町大字下粕を経て同郡木津町大字市坂小字水干19番2までの区間
一般国道497号	佐世保市矢岳町647番3から武雄市東川登町大字袴野字森ノ木12121番1までの区間

変更後

一般国道 2 号	神戸市須磨区月見山町三丁目 2 2 番 2 から同市垂水区東垂水町、同市西区伊川谷町有瀬、同区伊川谷町別府及び明石市大久保町大窪を経て同市魚住町清水字鳥喰下 2 4 3 9 番 2 までの区間、神戸市垂水区名谷町字入野 6 9 7 番 2 の 2 4 から同市西区伊川谷町長坂を経て同区平野町中津字小束山 1 2 8 9 番 6 9 までの区間並びに廿日市市地御前二丁目 9 9 5 番 3 から同市宮内及び大竹市小方二丁目を経て同市御園二丁目 1 2 2 4 番 2 までの区間
一般国道 1 0 号	福岡県京都郡みやこ町徳永字川ノ上 1 9 3 1 番 1 から同県築上郡築上町大字安武を経て同町大字上ノ河内 1 1 5 0 番 4 までの区間、宇佐市大字山本字狐坂 1 1 5 2 番から同市安心院町原を経て大分県速見郡日出町大字南畑字札ノ辻 4 9 1 4 番 2 までの区間、同町大字藤原字坂本 2 5 7 7 番から同町大字豊岡を経て同町大字南畑字札ノ辻 4 9 1 4 番 2 までの区間、延岡市石田町 2 9 7 3 番 2 5 から同市土々呂町五丁目を経て宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字加草口 4 1 3 番 3 までの区間並びに鹿児島県霧島市隼人町住吉字住吉崎 2 0 8 1 番 2 から同市隼人町眞孝字新西濱田 3 6 1 2 番 3 及び同市隼人町小浜を経て同県始良郡加治木町反土字八幡領 1 4 4 8 番 2 までの区間
一般国道 2 4 号	城陽市寺田今橋 1 2 3 番 2 から京都府相楽郡精華町大字下粕を経て奈良市歌姫町 1 8 6 5 番 2 までの区間並びに奈良市歌姫町 1 8 6 5 番 2 から大和郡山市横田町 1 3 7 7 番 4 までの区間
一般国道 4 9 7 号	長崎県北松浦郡佐々町沖田免字四ツ井樋前 9 5 番から武雄市東川登町大字袴野字森ノ木 1 2 1 2 1 番 1 までの区間

また、平成 3 0 年 3 月 3 0 日から次の表の左欄に掲げる路線名の高速道路の同表の右欄に掲げる区間を全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路より削る。

一般国道 1 1 号	さぬき市津田町鶴羽字中谷 2 0 7 4 番 1 から同市末を経て香川県木田郡三木町大字池戸字穴田 1 7 0 5 番 3 までの区間
------------	---